

令和2年度事業計画（案）

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

（はじめに）

昨年度の日本経済は、海外情勢の不安定さもあり外需が弱含みでありましたが、個人消費は消費増税の一時的な影響があったものの緩やかながら回復傾向にあります。労働環境においては、完全失業率が低水準で推移し、有効求人倍率は高水準で推移するなど、雇用情勢は着実に改善されてきました。しかしながら昨今の新型コロナウイルス感染症の広がりにより企業業績、個人消費、労働環境など幅広い分野において影響が出ております。

また、働き方改革関連法が順次施行されている中で、時間外労働の上限規制やいわゆる同一労働同一賃金への対応など企業が抱える課題は多種多彩となっており、そのような中で労働分野の専門家である我々社会保険労務士が担う役割への期待が一層高まっていると考えられます。

そのような状況のもと、今年度は次の課題を重点とし積極的に事業を展開して参ります。

1. 行政手続きのデジタル化推進および新規事業関連の実施・研究

行政手続きのデジタル化については研修等を通じて適宜情報発信を行うとともに、労働条件審査事業の推進援助、新規事業等に関する研究・実施を行います。

2. 情報保護に関する対応と倫理関係

社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPⅡ）の取得促進を進め、倫理関係についてはより一層の職業倫理の徹底を図り、研修等を通して会員の倫理意識を高めていきます。

3. 広報活動に関する件

広報のデジタル化について検討するとともに、社会保険労務士及び社会保険労務士会の発信力強化につながる広報を検討・実施していきます。また、出前授業についても体制等について検討を行います。

4. 会館増改築等に関する件

引き続き、常任理事会が主体となって物件情報を収集していきます。

5. 行政機関及び関係団体との交流

静岡労働局など行政機関と定期的に意見交換の場を設け、社労士業務の円滑な実施に資する協議等を行います。また、社労士制度に対する理解と協力を得るため労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行います。

6. 体系的研修の実施

デジタル・ガバメントの動向に関する研修、連合会が掲げる「人を大切に作る企業」づくりの実践のための研修及びその他必要な研修を実施します。

7. 緊急時の対応

現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症及びデジタル社会への対応等緊急の課題に迅速に取り組みます。

終わりに、会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 各委員会及び部会の事業計画

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の意見総括を行い、円滑な運営を図る。

① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直し

「業務監察委員会細則」、「苦情処理調整委員会細則」、「綱紀委員会細則」の内容等の整合性を図り、また、法令及び社会情勢等に照らし、その時々において適正であるよう、全般的・恒常的に見直す。

ロ. 諸規程集のデジタル化

前回発行から4年を経過しており、その間の変更・追加を反映させるとともに、従来より漏れていた規程等があれば、それらも追加した形で、県会HP会員ページへ掲載する。

② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費を滞納する会員に対してはその軽重に応じた対応を取ることにする。とりわけ会員権を停止された会員については、裁判所に支払督促を申し立てることを原則化する。

③ 厚生部会

イ. 第23回グラウンドゴルフ大会

令和2年11月 7日(土) (予定) 於 藤枝総合運動公園 (予定)
11月14日(土) (予備日予定) 於 藤枝総合運動公園 (予定)

ロ. 「イタリア料理とワインを楽しむ会」(新規事業)

～ソムリエールがイタリアの食文化とワインを解説します～

令和3年 2月13日(土) 14:00～

会場：静岡市葵区伝馬町1-2 ホテルシティオ静岡 (セノバ 南側)

<http://www.hashimoto-syuzo.jp/penthouse/>

*今年度はボウリング大会を中止とします。

(2) 広報委員会

社会保険労務士が社会的に認知される為に、広報のあり方について中長期的に見直しを始める年度とする。

ネット広告を戦略的に活用して、県会ホームページへの閲覧数を増やしADR等県会事業の周知を図る。

会員への情報提供の手段である会報誌をデジタル化するとともに、製作方法や配布方法の見直しを行う。

上記事業の計画及び実施に努める。

① 広報企画部会

- イ. 縣市町の広報・相談窓口に対し、社会保険労務士制度の周知、広報誌等の情報提供を働きかける。
- ロ. 新たにGoogle広告を掲載し、Webサイト等で社会保険労務士業務をPRする。
- ハ. 県会HPの分析評価を行い、専門家コンサルを入れてHPのリニューアルを行う。

② 広報運営部会

- イ. 「会報しずおか」の内容充実と企画・編集作業の効率化を図る。
- ロ. 経費節減に向けて「会報しずおか」の電子化を実施する。
- ハ. 出前授業推進体制の確立および前年比での実施件数の増加を図る。

(3) 業 務 委 員 会

AIの発達、働き方改革、関係法令の改正等々、社会保険労務士を取り巻く環境は劇的に変化しており、それに対応した会員への情報提供、機会の場の提供等を目指し、事業の計画及び、実施に努める。

① 業務研究部会

- イ. 「労働条件審査・労務監査の研究・情報開示」の研究を行う。
 - ・現在各支部で行われている労働条件審査の内容を調査検討
 - ・労務監査に必要な知識、研修等を検討
 - ・社労士認証制度の今後の周知方法

② 研修部会

- 令和2年度の重点課題は下記の通りとする。
- イ. 全国社会保険労務士会連合会が掲げる「人を大切にする企業づくり」の実践のために必要な相談指導業務が出来るようになることを目的とする人事労務管理研修を行う。
- ロ. 企業が社労士を選ぶ際に、人柄を重視していることを踏まえた顧客対応、コミュニケーション能力アップのための対人スキル・マインドを中心とした研修を実施する。
- ハ. 会員の品位保持及び職業倫理の向上を図るための研修を行う。
- ニ. 全国社会保険労務士会連合会が計画する研修（伝達研修）を行うことで統一的な知識及び技能を習得させるための研修を行う。

ホ. その他社会情勢等に対応すべく必要に応じた研修を行う。

上記の目的を達成するために以下の研修会を実施する。

- (イ) 特別研修会
- (ロ) 必須研修会
- (ハ) 倫理研修会（5年に1度受講しなければならない研修）
- (ニ) 新入会員指導研修会
- (ホ) その他必要に応じた研修会

③ 相談員制度運営部会

イ. 相談員の資質向上及び次年度相談員の登録のための研修会を実施する。

ロ. 総合労働相談所を県会2階において、原則毎週1回金曜日（午後）に開設する。

ハ. 県立がんセンター、浜松医大附属病院に年金相談員を派遣して、年金相談会を年間各4回開設する。

ニ. 静岡県専門事業者団体連絡協議会「くらしの無料合同相談会」及び静岡県士業種連絡交流会「無料合同相談会」へ相談員を派遣する。

ホ. その他相談会が発生した場合に相談員を派遣する。

ヘ. ADR機関と連携・協力を図るため、労働相談内容が個別労働紛争の場合は社労士会労働紛争解決センター静岡のあっせん制度をPRする。

④ 自主研修専門部会への活動支援

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に開催している人事労務・安全衛生・年金・特定社労士の4専門部会の活動を支援・援助する。

(4) 非常時災害対策委員会

次の事柄を検討する。

- ① 情報整理作業の基となる会員の被災状況確認方法
- ② 第2回災害対策訓練の実施と実施方法の再検討による手順書リニューアル（実施は2020年を予定）
- ③ 自治体や他県会との連携（応援協定等）の推進
- ④ 士業連絡会の研修会等を通じさらなるノウハウの蓄積

(5) 社労士会労働紛争解決センター静岡

法務省の認証及び厚生労働省の指定機関として、社会保険労務士の専門性を活かし、広く国民の要望に応えるあっせんを行う。

また、全国社会保険労務士会連合会及び当会総合労働相談所と密接な連携を図り、社労士会労働紛争解決センター静岡に必要な業務運営を行う。

- ① 運営委員会の開催
- ② 県会関連委員会（労働相談）との連携強化のための連絡会議の開催
- ③ あっせん委員候補者の資質向上（実務研修会開催）
 - (イ) ロールプレイ研修
 - (ロ) あっせん委員候補者及び事務局専門職員の実務研修
- ④ 県会会員を対象とした公開セミナーの開催
- ⑤ 各種関係機関との連絡協議会等への参加及び連携強化
- ⑥ 連合会・県会との連携強化（総合労働相談員向け啓発・あっせん事案の取込）
- ⑦ あっせんの実施
- ⑧ あっせん手続きに関する業務

(6) 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

(7) 業務監察委員会

名称使用制限、業務制限等、社会保険労務士法違反にかかる事案について、会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、会員の不適切な情報発信に係る調査、審議を行う。

(8) 苦情処理調整委員会

本会、本会会員及び支部に関する苦情等についての審査、調査、調整を行う。

2. 全国社会保険労務士会連合会及び中部地域協議会への活動支援

- (1) 特別研修（能力担保研修）・試験の実施の受験案内配布等の協力
- (2) 中部地域協議会主催の「労務管理研修会」の参加者募集の協力
- (3) 中部地域協議会主催の「東海4県特別研修会」の運営及び参加者募集の協力

3. 行政等協力及び主務官庁、関係団体との連絡協議及び対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 行政等への協力

① 労働局関係

- イ. 労働保険年度更新業務
- ロ. 労働保険の適用促進
- ハ. 法改正についての会員への周知
- ニ. 紛争調整委員会
- ホ. 労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザーの推薦等
- ヘ. ハローワークにおける雇用保険・年金等アドバイザーおよび電子申請アドバイザーの推薦
- ト. 「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」に対する医療労務管理アドバイザーの推薦

② 日本年金機構関係

- イ. 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務の推進
- ロ. 法改正についての会員への周知
- ハ. 各種届出の申請に対する指導
- ニ. 年金事務所における年金相談業務

③ 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正についての会員への周知
- ロ. 各種届出の申請に対する指導

④ 静岡県関係

- イ. 経済産業部就業支援局への中小企業労働施策アドバイザー等の推薦

(2) その他対外活動

- ① 静岡SR経営労務センターへの支援
- ② 連合静岡との連携
- ③ 静岡県専門事業者団体連絡協議会への協力
- ④ 静岡県士業種連絡交流会への協力
- ⑤ 静岡県災害対策士業連絡会への協力
- ⑥ 行政官庁等の行う大会、シンポジウムへの参加
- ⑦ 神奈川県会との連絡交流会の開催
- ⑧ その他
 - ・静岡地方裁判所委員会への協力

4. その他

- (1) 「会報しずおか」をはじめ各種出版物を通じ、日常的に当会と制度のPRを実施する。
- (2) 行政関係の情報の周知に努める。
- (3) 参考図書、必要文献の斡旋・普及に努める。

5. 全国社会保険労務士会連合会からの受託業務

(1) 社会保険労務士試験の実施にかかる協力

令和2年8月23日（日）に行われる社会保険労務士試験の試験会場確保及び試験実施について対応する。

令和2年4月	試験公示・受験案内配布
令和2年5月	受験申し込み受付に伴う説明・助言等
令和2年6～8月	試験要員の確保・研修・打合等
令和2年8月	試験会場の設営22日（土）、試験実施23日（日）

(2) 街角の年金相談センター

静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松（オフィス）」の運営について、引き続き受託する。

(3) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）の実施にかかる協力

連合会が受託した中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）について、コーディネーター及び派遣型専門家の選任など事業に協力する。

6. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所における年金相談窓口等の運営を行う。